

第2号様式(1)-③

(単体発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告北土99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和5年3月28日

沖縄県北部土木事務所
 所長 玉城 守克

1 業務概要

(1)	業 務 名	北部管内河川浚渫事業等現場技術業務委託 (R5)	
(2)	業 務 場 所	北部土木事務所管内	
(3)	業 務 内 容	現場技術業務 一式 (別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)	
(4)	履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで	
(5)	発 注 形 態	単体発注	
(6)	資 格 審 査 方 法	事後審査型	
(7)	その他適用のある法令、制度等 (本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。)	○ 最低制限価格制度	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。 ※令和元年6月1日付けで、最低制限価格が改正されました。詳しくは、技術・建設業課ホームページをご参照下さい。
		議会議決	※本業務に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
		○ 準備手続 (予算成立前)	※本手続は、次年度当初(補正)予算成立を前提とした年度開始(予算成立)前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初(補正)予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初(補正)予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続 (交付決定前)	※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続 (繰越承認前)	※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。
	債務負担行為業務	※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。	
(8)	適用する労務単価	令和5年3月労務単価 ※本業務の予定価格は左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。 なお、新労務単価が適用された場合、本業務の受注者は業務委託契約書に基づき、新労務単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる場合がある。	

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種 区 分	土木関係コンサル	(1)の業種において(3)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿への登録があること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	等 級	—	
(3)	測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿	令和5・6年度	
(4)	登 録 業 種	「河川、砂防及び海岸」並びに「施工計画、施工設備及び積算」	
(5)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。		

(7)	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>								
(8)	<p>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するコンサル又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。</p>								
(9)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">対 象 期 間</td> <td style="width: 25%;">自 平成24年4月1日 至 令和5年4月11日</td> <td style="width: 50%;">左記の期間内(公告日時時点で契約中の業務は含む。また、再委託による業務の実績は含まない。)に下記の対象同種業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施工実績</td> <td style="text-align: center;">対 象 同 一 業 務</td> <td colspan="2">河川事業に係る現場技術業務 または 河川工事(河道内の工事とし、舗装工事・管理施設工事等は除く)を含む土木工事に係る現場技術業務 (同一業務の国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)</td> </tr> </table>		対 象 期 間	自 平成24年4月1日 至 令和5年4月11日	左記の期間内(公告日時時点で契約中の業務は含む。また、再委託による業務の実績は含まない。)に下記の対象同種業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。	施工実績	対 象 同 一 業 務	河川事業に係る現場技術業務 または 河川工事(河道内の工事とし、舗装工事・管理施設工事等は除く)を含む土木工事に係る現場技術業務 (同一業務の国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)	
	対 象 期 間	自 平成24年4月1日 至 令和5年4月11日	左記の期間内(公告日時時点で契約中の業務は含む。また、再委託による業務の実績は含まない。)に下記の対象同種業務について、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。						
施工実績	対 象 同 一 業 務	河川事業に係る現場技術業務 または 河川工事(河道内の工事とし、舗装工事・管理施設工事等は除く)を含む土木工事に係る現場技術業務 (同一業務の国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)							
(10)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">配 置 予 定 技 術 者 資 格 区 分</td> <td style="width: 75%;"> <p>次に掲げる要件を満たす管理技術者及び担当技術者を当該業務に配置できること。</p> <p>(ア) 管理技術者 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ア 技術士(総合技術監理部門:建設部門)、技術士(建設部門)の資格を有している者(平成13年度以降は、7年以上の実務経験+4年以上の部門従事) イ 1級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ウ R C C M(技術士部門と同様の建設部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ②管理技術者は、2(9)対象期間において、2(9)対象業務【同種業務】の実績を1件以上有すること。</p> <p>(イ) 担当技術者 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ア 技術士(総合技術監理部門:建設部門)、技術士(建設部門)の資格を有している者(平成13年度以降は、7年以上の実務経験+4年以上の部門従事) イ 1級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ウ R C C M(技術士部門と同様の建設部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ②(ア)②の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。</p> </td> </tr> </table>		配 置 予 定 技 術 者 資 格 区 分	<p>次に掲げる要件を満たす管理技術者及び担当技術者を当該業務に配置できること。</p> <p>(ア) 管理技術者 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ア 技術士(総合技術監理部門:建設部門)、技術士(建設部門)の資格を有している者(平成13年度以降は、7年以上の実務経験+4年以上の部門従事) イ 1級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ウ R C C M(技術士部門と同様の建設部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ②管理技術者は、2(9)対象期間において、2(9)対象業務【同種業務】の実績を1件以上有すること。</p> <p>(イ) 担当技術者 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ア 技術士(総合技術監理部門:建設部門)、技術士(建設部門)の資格を有している者(平成13年度以降は、7年以上の実務経験+4年以上の部門従事) イ 1級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ウ R C C M(技術士部門と同様の建設部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ②(ア)②の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。</p>					
	配 置 予 定 技 術 者 資 格 区 分	<p>次に掲げる要件を満たす管理技術者及び担当技術者を当該業務に配置できること。</p> <p>(ア) 管理技術者 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ア 技術士(総合技術監理部門:建設部門)、技術士(建設部門)の資格を有している者(平成13年度以降は、7年以上の実務経験+4年以上の部門従事) イ 1級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ウ R C C M(技術士部門と同様の建設部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ②管理技術者は、2(9)対象期間において、2(9)対象業務【同種業務】の実績を1件以上有すること。</p> <p>(イ) 担当技術者 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ア 技術士(総合技術監理部門:建設部門)、技術士(建設部門)の資格を有している者(平成13年度以降は、7年以上の実務経験+4年以上の部門従事) イ 1級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ウ R C C M(技術士部門と同様の建設部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ②(ア)②の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。</p>							
(11)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">そ の 他 の 条 件 〔右表のうち、○印を付〕</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○ 地域要件</td> <td style="width: 15%;">(ア) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所</td> <td style="width: 40%;">左記の(ア)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。</td> </tr> </table>		そ の 他 の 条 件 〔右表のうち、○印を付〕	○ 地域要件	(ア) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所	左記の(ア)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。			
	そ の 他 の 条 件 〔右表のうち、○印を付〕	○ 地域要件	(ア) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所	左記の(ア)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。					
(12)	<p>取 扱 け 案 件</p> <p>取扱け無し</p>								

3 入札手続等

(1) 手続方法	電子入札	<p>本業務は、入札手続（入札書提出から落札者決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。</p> <p>※電子入札に関する事項については、「8 電子入札に関する事項」を参照すること。</p>	
	紙入札	<p>紙入札への移行を希望する場合は、速やかに6-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、「沖縄県電子入札運用基準（※）」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。</p> <p>※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号） 紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」（様式第3号） <p>【沖縄県電子入札ポータルサイト>4. 様式・マニュアル】 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index.html</p>	
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和5年3月28日 ～ 至 令和5年4月12日	
	配布方法	<p>沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード</p> <p>https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000</p>	
	問い合わせ先	沖縄県北部土木事務所 庶務班	電話番号 0980-53-1255
(3) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始	令和5年4月12日（水）9:00
		入札締切	令和5年4月12日（水）15:00
	持参による場合（紙入札）	持参日時	令和5年4月13日（木）9:50
		持参場所	沖縄県北部土木事務所 3階入札室
	入札の方法	<p>(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。</p> <p>(2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。</p>	
紙入札時の注意事項	<p>(1) 業務費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、北部土木事務所庶務班へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。</p> <p>(2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。</p> <p>(3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び業務場所を記入すること。</p> <p>(4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。</p> <p>(5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。</p>		
業務費内訳書の提出	<p>(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式自由）を提出すること。</p> <p>(2) 業務費内訳書には、作成年月日、業務名、業種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、業務費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。</p> <p>(3) 提出された業務費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求められることがある。</p> <p>(4) 電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。</p>		
(4) 入札の辞退等	<p>紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。</p> <p>また、落札決定までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（※）」に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html</p>		
(5) 開札日時	令和5年4月13日（木）10:00 電子入札システムにより開札		

<p>(6) 落札候補者の選定及び事後審査の実施</p>	<p>開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。</p> <p>なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。</p> <p>事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。</p>		
<p>(7) 審査にかかる申請書等の提出</p>	<p>開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求め、提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。</p> <p>なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。</p>		
<p>通知日</p>	<p>令和5年4月13日（木） 17:00 まで(予定)</p> <p>※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。</p>		
<p>提出期限</p>	<p>令和5年4月17日（月） 16:00 まで</p>		
<p>提出先</p>	<p>沖縄県名護市大南1丁目13番11号 沖縄県北部合同庁舎2階 沖縄県北部土木事務所 維持管理班 0980-53-1787</p>	<p>提出部数</p>	<p>1部</p>
<p>提出方法</p>	<p>持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）</p>		
<p>(8) 入札参加資格の確認</p>	<p>入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに電子入札システムで通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面で通知する。</p> <p>令和5年4月24日（月）（予定）</p>		
<p>(9) 落札者の決定方法</p>	<p>事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。</p>		
<p>(10) 本入札に係る資料の取扱い</p>	<p>ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。 エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 オ 提出された申請書等は、返却しない。</p>		

4 入札保証金及び契約保証金

<p>(1) 入札保証金</p>	<p>納付の要否</p>	<p>免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号）</p> <p>※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。</p>
		<p>○ 以下により納付の必要あり。（沖縄県財務規則第100条）</p> <p>沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。 入札保証金の金額等は、見積る契約金額*の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。 ※見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。</p> <p>ただし、沖縄県財務規則第100条第2項に該当する場合は免除とする。</p> <p>ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。 イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。</p> <p>なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合</p> <p>また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</p>

	入札保証金 (現金の場合)	提出期限	令和5年4月11日(火) 16:00 まで
		提出先	沖縄県北部合同庁舎3階 沖縄県北部土木事務所 庶務班 0980-53-1255
		提出方法	「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。※事前に電話連絡すること。 (県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書(写)を提出すること。) 【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html
	入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期限	令和5年4月11日(火) 16:00 まで
		提出先	沖縄県北部合同庁舎3階 沖縄県北部土木事務所 庶務班
		提出方法	持参又は郵送(提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。)
		その他	保険期間又は保証期間は、電子入札日から2か月とする。
	過去2箇年の間に履行期限が到来した国又は地方公共団体等との実績により免除に該当する場合	提出期限	令和5年4月11日(火) 16:00 まで
		提出先	沖縄県北部合同庁舎3階 沖縄県北部土木事務所 庶務班
		提出方法	持参、郵送(提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。)又はFAX
	その他	沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する実績を、配付資料『地方公共団体等契約状況』に記載の上提出すること。	
有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。		
(2) 契約保証金	<p>契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約約款第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>		

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	<p>病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2(10)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p>	
(2) 入札の無効	<p>本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(※)に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html</p>	
(3) 支払条件	前金払	なし
	中間前金払	なし
	部分払	履行期間中に2ヶ月に1回を超えない回数とする
(4) 火災保険等の要否	要・ 否	
(5) 契約締結の時期等	<p>(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p>	

(6) 業務委託料の変更等	本業務の契約締結後、本業務の業務委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。
(7) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得（※）」、「土木設計業務等委託契約約款（※）」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-13、1-16】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukankeireikisyuu.html

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問い合わせ先	沖縄県名護市大南1丁目13番11号 沖縄県北部合同庁舎3階 沖縄県北部土木事務所 庶務班 電話：0980-53-1255	
(2) 上記(1)以外に関すること	質問書先	沖縄県名護市大南1丁目13番11号 沖縄県北部合同庁舎3階 沖縄県北部土木事務所 庶務班 FAX：0980-53-5804	
	問い合わせ先	沖縄県名護市大南1丁目13番11号 沖縄県北部合同庁舎3階 沖縄県北部土木事務所 維持管理班 電話：0980-53-1787	
	提出期間	令和5年3月28日（火）から 令和5年4月3日（月） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	
	提出方法	電送（FAX又はメール（代表アドレス：xx060011@pref.okinawa.lg.jp））又は持参 ※電送で提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。	
	回答方法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※（沖縄県電子入札ポータルサイト内）に掲載する。 ※ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000	
期間		回答日から 令和5年4月12日（水）まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	

7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提出先	沖縄県北部土木事務所 庶務班
	提出方法	苦情申立書（様式自由）を持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。
(2) 再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立書（様式自由）により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県北部土木事務所 庶務班 受付時間： 午前9時から午後5時まで	

8 電子入札に関する事項

<p>電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準（※）」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html</p>		
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。	
(2) 障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上の通知等の確認	<p>電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札保留通知書 ・競争入札参加資格確認結果通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書 <p>※最低制限価格未満で入札された場合、電子入札システムの「入札状況一覧」の摘要欄に「失格」と表示され、それ以降は「落札者決定通知書到着のお知らせ」のみ送信される。</p>	